

【ロシア】ロシアに対する日本の領土要求に関する法案

海外立法情報課・津田 憂子

* 2009年6月11日、北方領土を日本固有の領土と記した領土問題解決促進特別措置法改正案が日本の衆議院で可決されたことを受け、ロシアでは激しい非難が巻き起こった。6月24日、この改正案の無効を要請する声明を採択した下院では、7月7日に日本側からのロシアへの領土要求に関する法案が提出され、審議中である。

法案提出の背景

衆議院で可決された北方領土問題解決促進特別措置法（以下、「特措法」という）改正案が、2009年7月3日、参議院でも可決され、北方領土は日本固有の領土として法律に明記されることが決定した（2010年4月施行）。これに対し、ロシア側は強い反発を示してきた。ロシア外務省は、日本側の行動を「不適切で受け入れられない」ものとし、厳しい批判を向けた。また、ロシア下院も全体として事態を深刻に受け止めており、同改正案の撤回を要求する声明を採択し、抗議の姿勢を示したほか、ロシアと日本間の平和条約問題解決に向けた前進があり得るのは特措法が無効になった場合のみだろうとし、日本に対し警告を発している。こうした状況の中、7月7日、ロシアに対する日本の領土要求に関する短い法案（全3か条）が、極右的な発言で知られている自由民主党党首のジリノフスキーを提出者の1人として、下院に提出された。

法案の内容

- ・ 千島列島は、カムチャツカ半島と北海道の東の島の間で何十もの島々が連なってきた列島であり、ロシア連邦と不可分の領域である。
- ・ 1943年11月27日のカイロ宣言、1945年7月26日のポツダム宣言、1951年のサンフランシスコ平和条約に基づき、第二次世界大戦の結果として、千島列島はロシア連邦に属する。
- ・ 千島列島の島々を奪取するような規定を含む法的措置（日本の特措法を指す）は、公布、実施及び適用してはならない。

注（インターネット情報はすべて2009年7月22日現在である。）

・ 日本側からのロシアへの領土要求に関する法案に関しては、下院ホームページより以下を参照。法律番号は、№ 227986-5。

<<http://asozd.duma.gov.ru/main.nsf>>

・ 2009年7月9日付『ロシア新聞』

<<http://www.rg.ru/printable/2009/07/09/kurily.html>>